

8 行動範囲の拡大等

1. 外出を支援するサービス

(1) 補助犬（盲導犬・聴導犬・介助犬）の貸与 **身体**

視覚障がい者、聴覚障がい者又は肢体不自由者の自立と社会参加の促進を図るため補助犬の貸与に対する支援を行っています。

※補助犬については、p170で詳しく説明しています

問 県庁障害福祉課

TEL 058-272-8309 FAX 058-278-2643

(2) 視覚障がい女性家庭生活訓練 **視覚**

視覚障がいがある女性に対して、家庭での生活に必要な家事、家庭生活、身だしなみ、趣味、教養等の訓練を行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ

TEL 058-263-1310

(3) 中途失明者緊急生活訓練 **視覚**

中途失明者が自立生活をするための基本的な訓練として、歩行訓練、点字指導、パソコン指導、日常生活訓練、福祉用具の使用法の訓練などを行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ

TEL 058-263-1310

(4) 視覚障がい青年等社会生活教室 **視覚**

視覚障がいのある青年層や高齢層の方が日常生活に必要な知識の習得を図り、体験交流を行う場所として、県内4カ所で教室を開催しています。

申 問 (一社) 岐阜県視覚障害者福祉協会

TEL 058-264-4523

(5) 歩行訓練士派遣事業 **視覚**

視覚障がい者が白杖に合わせ、最新の補助具等を使用して一人で歩行できるようにするため、歩行訓練士による訓練を行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ

TEL 058-263-1310

(6) 盲ろう者通訳・介助者派遣事業 **盲ろう**

視覚と聴覚の両方に障がいをもつ方が、公的機関等に赴く場合に、コミュニケーションの円滑化を図るために通訳・介助者を派遣します。

問 岐阜盲ろう者友の会

TEL・FAX 058-247-7321 (夜間)

2. 視覚障がい者への職業支援

(1) あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許取得と就労支援 **視覚**

両眼の矯正視力がおおむね0.3未満、または、高度の視機能障がい有する方に対して、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師の免許取得に向けた3年間の教育・支援を行うとともに、自営を含めた医療機関や高齢者施設等への就労支援を行っています。

問 岐阜県立岐阜盲学校

〒500-8807 岐阜市北野町70-1

TEL 058-262-1271

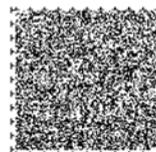
(2) あんま・マッサージ・指圧・はり・きゅうの技術指導等 **視覚**

あんま、マッサージ、指圧、はり、きゅうの免許を有する視覚障がい者で、自営又は雇用が困難な者に必要な技術指導を行っています。

問 岐阜市盲人ホーム 白杖園

〒500-8804 岐阜市京町1-64

TEL 058-265-2946



3. 交通手段の割引等

(1) 鉄道運賃の割引 **身体 知的** (一部の鉄道 **精神**)

JR 東海 (東海旅客鉄道株式会社)

身体障害者割引				
対 象		割引となる切符の種類	割引率	備 考
介護者と一緒に利用する場合	第1種身体障がい者の方と介護者の方	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	同一区間の乗車券となります。割引となる介護者は1名です。
	12歳未満の第2種身体障がい者の方と介護者の方	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	
おひとりでご利用になる場合	第1種身体障がい者の方	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合に限る。
	第2種身体障がい者の方			

知的障害者割引				
対 象		割引となる切符の種類	割引率	備 考
介護者と一緒に利用する場合	第1種知的障がい者の方と介護者の方	普通乗車券 普通回数乗車券 普通急行券 定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	同一区間の乗車券となります。割引となる介護者は1名です。
	12歳未満の第2種知的障がい者の方と介護者の方	定期乗車券 (小児定期乗車券を除く)	5割	
おひとりでご利用になる場合	第1種知的障がい者の方	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100キロを超える場合に限る。
	第2種知的障がい者の方			

※割引のきっぷをお求めの際は、係員のいる窓口で、身体障害者手帳または療育手帳 (障害者手帳アプリ「ミライロID」を含む) をご提示してください。

※割引のきっぷをご利用の際は、身体障害者手帳または療育手帳を携行してください。

名古屋鉄道・近畿日本鉄道・樽見鉄道・明知鉄道・長良川鉄道

※上記に準じて割引されます。ただし、一部条件等が異なる場合がありますので、詳細は各鉄道会社にお問合わせください。

- ・ 種 類 名古屋鉄道・近畿日本鉄道・長良川鉄道は、普通乗車券 (介護者は2名または1名まで)、回数乗車券 (介護者は1名まで)、定期乗車券 (介護者は1名まで、通勤定期のみ)
樽見鉄道は、普通乗車券 (介護者は1名まで)、回数乗車券 (介護者は1名まで)、定期乗車券 (介護者と一緒にご利用になる場合のみ介護者は1名まで、介護者に対する定期券は通勤定期のみ)
- ・ 明知鉄道での割引対象者は身体・知的・精神障がい者と介護者2名までとなります。なお、身体障がい者の介護人割引適用については、第一種・第二種までとなります。割引対象者となる切符の種類は普通乗車券のみであり、普通回数乗車券、定期乗車券は対象外となります。

※なお、長良川鉄道・樽見鉄道・明知鉄道及び近畿日本鉄道では精神障がい者割引も以下のとおり行っています。ただし、一部条件等が異なる場合がありますので、詳細は各鉄道会社にお問合わせください。

- ・ 対象者 障害等級1~3級の精神障がい者の方と介護者の方
- ・ 割引率 5割

問 JR・私鉄各社

(2) 路線バス運賃の割引 **共通**

対象者 障害者手帳（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）をお持ちの方

適用範囲 路線バスを利用するとき、運賃が割引されます。

（一部路線や市町村コミュニティバスなどは、割引適用外の場合があります。）

割引運賃 運賃が半額になります。

※小児運賃が適用される方で手帳をお持ちの方は、小児運賃が半額となります。

※割引の計算は、普通運賃の2分の1で、10円単位に四捨五入します。

例) 運賃 220 円の場合 → 110 円 (小児 60 円)

運賃 210 円の場合 → 110 円 (小児 60 円)

運賃 200 円の場合 → 100 円 (小児 50 円)

割引対象の区分	券種	割引率	
		本人	介護者
身体障害者手帳・療育手帳			
1種	普通	50%	50%
	定期	30%	30%
2種*	普通	50%	50%
	本人が12歳未満で介護者ありの時	—	30%
精神障害者保健福祉手帳			
	普通	50%	50%
	定期	30%	30%

※一部条件が異なる場合がありますので、詳細は各バス会社に事前の確認をお願いします。

利用方法

運賃支払いの際に手帳の写真が貼付されたページを、乗務員に呈示してください。

※岐阜県が発行する第2種の身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で路線バスを介護者と一緒に利用する場合、介護者の運賃の割引を適用しない事業者もありますので利用する路線バス事業者にお尋ねください。

なお、高速路線バスにつきましても一部の路線を除き介護者の割引が適用されませんので、事前の確認をお願いします。

問 各バス会社

(3) 「ジパング倶楽部」を準用する身体障がい者運賃割引 **身体**

男性・満60歳以上、女性・満55歳以上の身体障がい者がJR各線を利用して片道、往復または連続で201km以上の旅行をする場合「ジパング倶楽部」に入会することにより年間20回に限り2~3割引となります。

対象者	割引となる切符の種類	割引率	
男性・満60歳以上、女性・満55歳以上の身体障害者手帳所持者（第1種、第2種）	特急券（新幹線在来線）、グリーン券、座席指定券	新規入会者	1~3回まで2割引 4~20回まで3割引
		更新者	1~20回まで3割引

※但し、新幹線「のぞみ」及び「みずほ」の特急料金など一部割引とならないものがあります。

有効期間	申請に必要な書類	手続
発行日から1年間 《利用できない期間》 ・4月27日~5月6日 ・8月10日~8月19日 ・12月28日~1月6日	・申込書 ・身体障害者手帳の写し ・年会費1,400円	入会后、ジパング倶楽部事務局から送付される「ジパング倶楽部」手帳及び身体障害者手帳を提示し最寄りの駅等で購入

入会窓口 **問** (一財) 岐阜県身体障害者福祉協会
TEL 058-201-1543
FAX 058-273-9308

(4) 国内旅客船運賃の割引 **身体 知的**

割引率 5割

身体障害者手帳又は療育手帳を乗船券窓口に提示して購入してください。

(業者ごとにご利用条件が異なりますので事前にご確認ください。)

* 旅客運賃に適用し、車両運賃 (乗用車・オートバイ・自転車) は割引の対象となりません。

問 各旅客船会社

(5) 航空運賃の割引 **身体 知的 精神**

対 象 身体障害者手帳 (第1種、第2種) をお持ちの方および身体障がい者 (第1種) に同行される介護者の方 (お一人様まで)

療育手帳 (第1種、第2種) をお持ちの方および第1種の方に同行される介護者の方 (お一人様まで)

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの満12歳以上の方および同行される介護者の方 (お一人様まで)

割引区間 国内の定期航路の全区間 (小児運賃の割引はありません。)

日本航空 (株)、日本トランスオーシャン航空 (株)、日本エアコミューター (株)、琉球エアコミューター (株)、(株) ジェイエア及び (株) 北海道エアシステムの定期航空路線の国内線全区間

金 額 各航空会社にお問い合わせください。

問 各航空会社

(6) 有料道路の通行料金の割引 **身体 知的**

対 象 者	<ul style="list-style-type: none"> ・全ての身体障がい者が自ら運転する場合 ・重度の身体障がい者又は重度の知的障がい者を乗せて、介護者が運転する場合 <p>※重度の身体障がい者、重度の知的障がい者は、「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄 (JR 欄) における第1種身体障がい者、第1種知的障がい者と同じ範囲です。なお介護者が運転する場合、手帳に「道路介護」と赤字印字されたシールが必要です。</p>
対 象 車	<p>障がいの方お1人につき自動車1台を事前にご登録いただけます。</p> <p>また、自動車を保有されていない又は事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合等を考慮し、自動車を事前登録されない場合でも要件を満たす自動車が本割引の対象となります。</p> <p>要件等の詳細については、有料道路における障害者割引制度のご案内冊子や各道路会社のホームページをご覧ください。</p>
割 引 率	通行料金の約50%
利用手続	<ul style="list-style-type: none"> ・手帳を管理している (手帳に住所記載のある) 市区町村の福祉担当窓口又はオンラインによる事前申請が必要です。 <p>《手続きに必要なもの》</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. ETC を利用しない場合 <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車の自動車検査証 (車検証) 等 (自動車を登録する場合) ③運転免許証 (障がい者ご本人が運転される場合のみ) 2. ETC を利用する場合 (ETC 無線走行 (ノンストップ走行) される場合) <ol style="list-style-type: none"> ①身体障害者手帳又は療育手帳 ②自動車の自動車検査証 (車検証) 等 ③運転免許証 (障がい者ご本人が運転される場合のみ) ④ETC カード (障がい者ご本人名義の1枚に限定) ⑤登録を希望される自動車に取り付けられた ETC 車載器の管理番号が確認できるもの (ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等) <p>※この他に要件確認のために別途書類等が必要な場合があります。</p>
通行方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. ETC 無線走行 (ノンストップ走行) を利用しない場合 <p>現金等でお支払いされる場合 (入口 (通行券発行)) 若しくは出口料金所では ETC レーンを無線走行 (ノンストップ走行) し、料金をお支払いいただく料金所で係員に ETC カードを渡して料金を支払う場合を含みます。) 又は事前に登録されていない自動車 (知人の車やレンタカー等) でご利用いただく場合、料金をお支払いいただく料金所で料金所係員が手帳の記載事項等を確認させていただきますので、料金所係員へ手帳をご提示ください。</p> <p>また、ETC カードでの精算を希望される場合は、その旨を係員へお申し付けください。</p>

	<p>なお、株式会社ミライロが提供する障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の提示により、手帳の提示に代えることができます。</p> <p>※料金精算機又は自動収受機が設置されている料金所においては、備え付けの係員呼び出しレバー又はボタンにより、係員にお知らせください。係員が本割引に必要な記載事項等を確認いたします。</p> <p>2. ETC を利用する場合 (ETC 無線走行 (ノンストップ走行) される場合)</p> <p>事前に登録された ETC カードを、登録された ETC 車載器に挿入し、車載器が正常に作動していることを確認の上、ETC レーンを無線通行してください。</p> <p>※その他詳細については、有料道路における障害者割引制度のご案内冊子や各道路会社のホームページをご覧ください。</p>
--	---

※事前に手続きをされた身体障がい者手帳又は療育手帳を必ず携行してください。

ETC レーンの閉鎖などにより ETC レーンを無線通行できなかった場合、登録された ETC カードでのお支払いでも、料金所係員のいるレーンにて手帳の必要事項が記載された箇所をご提示いただくか、手帳をお渡しいただく必要があります。

問 有料道路 ETC 割引登録係 TEL 045-477-1233

申 市役所または町村役場

(7) タクシー運賃の割引 **身体 知的**

- ・身体障害者手帳所持者及び療育手帳所持者が一人で、又は介護人と一緒に乗車した区間の運賃についてタクシーメーターの表示額の一割が割引されます。
- ・降車の際 (できれば乗車の際)、乗務員に、身体障害者手帳又は療育手帳を提示してください。

問 利用されるタクシー会社

(8) 精神障がい者に対する市町村別交通費助成制度 **精神**

精神障害者保健福祉手帳を取得している方に、バス券又はタクシー券を支給する制度があります。

問 市役所又は町村役場

4. 自動車の運転に関する各種制度

(1) 自動車改造費用の助成 **身体 知的**

身体障がい者、知的障がい者が就労等のため自動車の操行装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある場合、次の補助基準額の範囲内で助成します。

助成内容、基準等異なる場合がありますので、事前に各市町村にお問い合わせ下さい。

助成を受けるには、改造を行う前に申請していただく必要があります。

実施主体	市町村
補助基準額	市町村ごとに規定
所得制限	特別障害者手当の所得制限適用
年齢等	県内に居住する満 18 歳以上の方
その他	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で自動車を就労等のため自ら所有し、かつ運転する方

問 市役所又は町村役場

(2) 自動車運転免許取得費用の助成 (一部の市町村を除く) **身体 知的**

身体障がい者、知的障がい者が就労等のため自動車を必要とし、第 1 種普通運転免許を取得する場合、次の補助基準額の範囲内で助成します。

助成内容、基準等異なる場合がありますので、事前に各市町村にお問い合わせ下さい。

助成を受けるには、免許を取得する前に申請していただく必要があります。

実施主体	市町村
補助基準額	市町村ごとに規定
所得制限	特別障害者手当の所得制限適用
年齢等	身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方で県内に居住する 18 歳以上の方

問 市役所又は町村役場

(3) 重度身体障がい者介助者用自動車購入、改造費用の助成 **身体**

車いす等を使用する在宅の重度身体障がい者が利用するため、介助者が運転する自動車をリフト付き等に改造又は購入する場合、次の範囲内で助成します。

助成を受けるには、購入又は改造する前に申請していただく必要があります。

実施主体	市町村
補助基準額	対象経費（上限は 24 万円）
所得制限	特別障害者手当の所得制限適用
年齢等	なし
その他	1～2 級の下肢又は体幹機能障がい移動に車いす等を使用している身体障がい者のいる世帯

問 市役所又は町村役場

(4) 駐車禁止規制の適用除外 **共通**

身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者が使用（運転又は同乗）する車両について、申請により「駐車禁止除外指定車標章」の交付が受けられます。

申請に必要な書類	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、ただし、手帳の住所が他県の場合、県内居住を証明する文書等 (上記書面と手帳の写しを持参してください。)
申請窓口	<ul style="list-style-type: none"> 岐阜市藪田南 2-1-1 岐阜県警察本部 交通規制課 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分（土、日、祝日を除く） TEL 058-271-2424（内線 5186） 岐阜県下各警察署 交通課窓口 申請者の住所地を管轄する警察署 平日 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分（土・日・祝日を除く） <p>※ただし、身体障がい者については、下記においても申請を受け付けております（有料）。</p> <ul style="list-style-type: none"> 岐阜市下奈良 2-2-1 岐阜県福祉農業会館内 (一財) 岐阜県身体障害者福祉協会 TEL 058-201-1543

【交付対象者】
(身体障がい者)

障がい区分		等級
視覚障がい		1 級から 4 級
聴覚障がい		2 級及び 3 級
平衡機能障がい		3 級
上肢不自由		1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由		1 級から 4 級
体幹不自由		1 級から 4 級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1 級、2 級（片肢のみは除く）
	移動機能	1 級から 4 級
心臓機能障がい		1 級及び 3 級
じん臓機能障がい		1 級及び 3 級
呼吸器機能障がい		1 級及び 3 級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1 級及び 3 級
小腸機能障がい		1 級及び 3 級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1 級から 3 級
肝臓機能障がい		1 級から 3 級

(知的障がい者)

障がい区分	等級
知的障がい者	A2（重度）以上

(精神障がい者)

障がい区分	等級
精神障がい者	1級

標章を掲出すれば岐阜県公安委員会が指定した区間等の駐車規制が除外されます。緊急時に車両を移動する場合の連絡として、用務先・連絡先を記載したメモもあわせて掲出してください。

(5) ぎふ清流おもいやり駐車場利用証制度 **共通**

車椅子使用者用駐車区画や障害者等用駐車区画（プラスワン区画）を対象に、利用できる対象者の範囲を設定し、条件に該当する希望者に利用できる利用証を交付する制度を導入しています。

【対象駐車場・利用証】

・対象駐車場は、本制度に協力をいただいた施設にある2種類があります。それぞれ駐車場の路面や付近の看板、三角コーン等下記のマーク表示をしています



○車椅子使用者用駐車区画

車椅子使用者が乗り降りできるように、通常の駐車場より幅が広い駐車場です。



○車椅子を常時使用する方対象

「車椅子使用者用駐車区画」及び「プラスワン区画」を利用する際に使用できます。



○プラスワン区画

建物の出入口付近にある通常幅の駐車場です。



○歩行困難な方対象

「プラスワン区画」を利用する際に使用できます。ただし、「プラスワン区画」が無い施設などでは、必要に応じて「車椅子使用者用駐車区画」も利用できます。

【利用証の使い方】

- ・対象駐車場に駐車する際は、利用証を車内ルームミラーに掲示する等、外から見えるようにしてご利用ください。
- ・この利用証は、駐車許可証ではありません。利用証を持っていない方であっても、これから利用証を取得する方や一時的なけがの方など、必要な場合には対象駐車区画を利用しますので、ご承知おきください。
- ・この利用証は、対象駐車区画に駐車できることを必ず約束するものではありません。利用証があっても、満車の場合等は駐車できないことがあります。

【利用証の申請方法】

・窓口受付時間は平日午前8時30分から午後5時15分です。

※郵送による申請受付は、県地域福祉課のみで行っています。

< 利用証申請窓口 >

窓口	所在地	連絡先
県健康福祉部 地域福祉課	〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1 県庁 15 階	TEL 058-272-8261 FAX 058-278-2651
岐阜地域福祉事務所	〒500-8384 岐阜市藪田南 5-14-53 OKB ふれあい会館 第2棟 4階	058-272-8287
西濃県事務所 福祉課	〒503-0838 大垣市江崎町 422-3	0584-73-1111 (代)
揖斐県事務所 福祉課	〒501-0603 揖斐郡揖斐川町上南方 1-1	0585-23-1111 (代)
中濃県事務所 福祉課	〒501-3756 美濃市生櫛 1612-2	0575-33-4011 (代)
可茂県事務所 福祉課	〒505-8508 美濃加茂市古井町下古井 2610-1	0574-25-3111 (代)
東濃県事務所 福祉課	〒507-8708 多治見市上野町 5-68-1	0572-23-1111 (代)
恵那県事務所 福祉課	〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71	0573-26-1111 (代)
飛騨県事務所 福祉課	〒506-8688 高山市上岡本町 7-468	0577-33-1111 (代)

〈申請者〉

- ・本人または代理人

〈必要書類〉

- ・利用証交付申請書（窓口で配布または県ホームページからダウンロード）
- ・障がい者手帳等の状況確認書類
- ・代理人の本人確認書類（代理人申請の場合のみ）

※郵送の場合、上記に加え 140 円分の返信用切手を同封してください。また、状況確認書類（氏名、住所、障がい毎の個別等級がわかる箇所）及び代理人の本人確認書類は写しを同封してください。

【利用証の交付対象者及び確認書類】

区分		対象要件	状況確認書類	有効期限	
身体障がい者	視覚障害	1～4級	身体障害者手帳	5年	
	聴覚障害	聴覚障害			2、3級
		平衡機能障害			3、5級
	肢体不自由	上肢			1～4級
		下肢			1～6級
		体幹			1～3、5級
	脳原性運動機能障害	上肢機能			1～4級
		移動機能			1～6級
	内部障害	心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害			1、3、4級
		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害			1～4級
肝臓機能障害		1～4級			
知的障がい者		A1、A2	療育手帳	5年	
精神障がい者		1～2級	精神障害者保健福祉手帳	5年	
要介護高齢者等		要介護1～5	介護保険被保険者証	5年	
難病患者		特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	特定疾患医療受給者証、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証	5年	
妊産婦	単胎児		母子健康手帳	産後1年	
	多胎児			産後1年6カ月	
けが人等		傷病により医師に歩行困難と診断された者	医師の診断書	医師の診断書に記載された期間まで（最長で1年の範囲内）	

☎ 県庁地域福祉課
TEL 058-272-8261
FAX 058-278-2651

(6) スパイクタイヤ使用禁止の除外 **身体**

- ・肢体不自由（1～6級）、内部障がい（1～4級）により身体障害者手帳を所持している障がい者が運転する自動車については、スパイクタイヤ使用禁止が除外されます。（なお、現在、国内におけるスパイクタイヤの製造は中止されています。）
- ・標章等は特にありません。運転にあたっては、手帳を必ず携帯してください。

〈参考〉スパイクタイヤ使用禁止が除外される者

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に同法別表第4号又は第5号に掲げる身体上の障がいがある者として記載されている者でその身体障害者手帳を携帯しているものが運転している自動車

☎ 県庁環境管理課
TEL 058-272-1111（内線2988）
FAX 058-278-2610

5. 福祉車両の提供等の移動支援

(1) リフト付きバスの運行 **身体**

障がい者の方々の社会参加活動の促進を図るため、車いすのまま乗り降りができるリフト付きバスの運行を行っています。

①ながら号

- 乗車定員 27人
 - ・座席 24人（うち3人は補助席）
 - ・車いす固定席の利用3人まで
 - 利用料 1日（6時間）5,620円（税込）
 - ・走行距離1kmあたり110円（税込）を加算
 - ・利用時間が6時間を超える場合、超えた分について1時間あたり5,170円（税込）を加算
- 詳細については下記にお問い合わせください。

申 問（福）岐阜県社会福祉協議会
岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館内
TEL 058-213-5315

②清流クローバー号

- 乗車定員 通常時 51人（正席45席、補助席6席）
車いす2台装着時 41人（正席33席、車いす2席、補助席6席）
車いす4台装着時 39人（正席29席、車いす4席、補助席6席）
※車いすの数は最大4台までとなります。
- 利用料 利用時間・走行距離によって変動しますので、下記にお問い合わせください。

申 問（一財）岐阜県身体障害者福祉協会
岐阜市下奈良2-2-1 福祉農業会館内
TEL 058-201-1543

(2) 移動支援事業 **共通**

障がい児者であって、市町村が外出時に移動の支援が必要と認めた者に対し、移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援しています。

問 市役所又は町村役場

6. その他の行動範囲の拡大

(1) 郵便等による不在者投票 **身体**

選挙人で身体に重度の障がいがある方のために、一般の投票又は期日前投票にかわって、郵便等による不在者投票の制度があります。

〈対象者〉身体障害者手帳に次の障がい記載されている選挙人又は障がいの程度がこれらの障がいの程度に該当することにつき知事（岐阜市においては岐阜市長）が書面により証明した選挙人

障がい種別	等級
両下肢、体幹、移動機能のいずれかの障がい	1級、2級
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障がい	1級、3級
免疫、肝臓の障がい	1級から3級

郵便等による不在者投票をすることができる選挙人で郵便等の方法により投票しようとする選挙人のうち、身体障害者手帳に上肢若しくは視覚の障がいの程度が1級である者として記載されている選挙人又は上肢若しくは視覚の障がいの程度がこれらの障がいの程度に該当することにつき知事（岐阜市においては岐阜市長）が書面により証明した選挙人は、あらかじめ市町村選挙管理委員会の委員長に届け出た者（選挙権を有する者に限る）に投票に関する記載をさせることができます。

問 市町村選挙管理委員会又は岐阜県選挙管理委員会

(2) 身体障がい者及び精神障がい者生涯学習推進事業 **身体** **精神**

県内にお住まいの身体障がい者の方又は精神障がい者の方が、放送大学岐阜学習センターにおいて、学習活動をされる際の入学料及び授業料を次の範囲で助成します。

実施主体	岐阜県
対象者	身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、県内にお住まいの方。なお、次の所得要件を満たしていることが必要になります。
所得要件	申請する方の世帯の中で、市町村民税の課税標準額が最も多い方の当該額の6%から、市町村民税の調整控除の額を除いた額が、154,500円未満であること。
補助対象経費	入学料・授業料 ※既に補助金を交付した科目に係る授業料については対象外です。また、1人あたり年間10単位（大学と大学院の両方について補助申請する場合は各10単位）分の授業料相当額を上限とします。
補助金の額	補助対象経費の1/2以内の額

問 県庁環境生活政策課
TEL 058-272-8752
FAX 058-278-2605

(3) 視覚障がい者 ICT サポート事業 **視覚**

視覚障がい者を対象に、① ICT 機器の講習および支援②視覚障害者情報総合ネットワークシステム「サピエ」の使用説明③機器の展示・紹介を行っています。

申 問 視覚障害者生活情報センターぎふ
TEL 058-263-1310

(4) 福祉メディアステーション事業 **身体**

障がいのある方のうち初心者を対象としたパソコンの実習、情報の活用やアクセシビリティ機器利用の支援と啓発及び外出困難な重度障がい者のためのITホームティーチャーの派遣など障がい者の創作活動や在宅就労の実現を支援し、自立と社会参加を図ります。

申 問 福祉メディアステーション
大垣市加賀野 4-1-7
ソフトピアジャパンセンター 1F
TEL・FAX 0584-77-1282
<https://www.f-media.jp/>

— 飛騨地域にお住まいの方は —
福祉メディアステーション飛騨ランチ
高山市本町 3-28 スクラム企画
TEL・FAX 0577-34-1316
<https://hida.f-media.jp/>